

◎新潟県病院局告示第1号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成17年12月16日新潟県病院局告示第5号）の一部を次のように改正し、平成26年2月14日以後に実施する試験等から適用する。

平成26年2月14日

新潟県病院事業管理者 若月 道 秀

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		病院局総務課	試験等の名称	開示する内容		病院局総務課
(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)					
	(略)	(略)					
職員採用選考考査（任期付職員）	(略)	(略)					
	(略)	(略)					
職員採用選考考査（任期付職員（育児休業代替））	種目別得点及び総合ランク	合格発表日から1か月間					
(略)	(略)	(略)					
(略)	(略)	(略)		(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)				
(略)	(略)	(略)	(略)				